

必要敷地面積について

技術動向調査（第1回再依頼）を踏まえ、以下の観点から必要敷地面積を設定する。

1) 処理方式

技術動向調査（第1回再依頼）では、ストーカ式及びハイブリッド方式の提案があった。ストーカ式における必要敷地面積は15,100m²～30,000m²であり、ハイブリッド方式における必要敷地面積は21,000m²であった。

必要敷地面積の設定にあたって、少なくともストーカ式で提案があった最大面積の30,000m²を確保できれば、処理方式によらず施設配置が可能となる。

2) 競争性

ストーカ式を提案した各社の必要敷地面積の平均は約23,000m²であり、この場合、ハイブリッド方式も配置可能となるが、ストーカ式を提案した一部メーカーが今後の入札等に参加不可能となる可能性がある。

3) 公募条件

今後、公募条件を設定する際に面積要件を設けることは重要である。一般的に必要敷地面積が狭いほど公募参加者が多くなると考えられる。

ただし、造形状等によっては有効敷地面積を広く確保可能な場合もあり、公募条件として「概ね●ha以上」等の表現にすることで参加者数を制限する要素になりえないと考えられる。実際に他自治体の公募条件でも「概ね●ha程度」や「●～●ha程度」等の表現もされており、公募条件としての必要敷地面積は柔軟な対応が可能と考えられる。

4) 施設規模

本市では、人口ビジョンに示される予測値よりも人口が増加している。現段階では人口ビジョン値に補正を行い、施設建設時の将来人口を決定しているが、今後の人口の動向によっては施設規模が変動する可能性がある。

上記を考慮すると、必要敷地面積をより大きく確保することで施設規模の変動にも対応可能な場合があるため、現段階では広目の面積を設定することが望ましい。

5) まとめ

上記、1)～4)の観点から計画段階として余裕のある敷地面積を確保しておくことが望ましく必要敷地面積を30,000m²と設定する。